

十三駅エリア計画策定検討会開催要綱

（目的）

第一条 十三駅エリアにおけるエリア計画の策定について検討することを目的として、新大阪駅周辺地域都市再生緊急整備協議会会議及び新大阪駅周辺地域まちづくり検討部会運営要綱第3条の規定に基づき、十三駅エリア計画策定検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

（組織）

第二条 検討会は、別表に掲げる組織等から選出された者をもって構成することとし、相互に協力して、エリア計画の策定に取り組む。

2 検討会の座長は大阪市計画調整局計画部都市計画課から選出された者が担い、副座長は阪急電鉄株式会社都市交通事業本部交通プロジェクト推進部から選出された者が担う。

3 座長は、協議を行うため特に必要があると認める者（学識経験者など）に、検討会への出席、または意見聴取などの必要な協力を依頼することができる。

4 座長は、必要に応じて、新大阪駅周辺地域まちづくり検討部会に、取組みの進捗状況等について報告を行う。

（会議の公開等）

第三条 検討会は非公開で行う。

（事務局）

第四条 検討会の庶務は、大阪市計画調整局計画部都市計画課において処理する。

（雑則）

第五条 本要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

2 この要綱の改正は、座長が検討会に諮って行う。

附則

この要綱は、令和6年2月14日から施行する。

別表

■地方公共団体	
大阪府・大阪市	大阪都市計画局 拠点開発室 広域拠点開発課
大阪市	計画調整局 計画部 都市計画課 ◎
大阪市	計画調整局 計画部 交通政策課
大阪市	淀川区役所 政策企画課
大阪市	建設局 企画部 企画課
■民間事業者	
阪急電鉄株式会社	都市交通事業本部 交通プロジェクト推進部 ○
大阪市高速電気軌道株式会社	交通事業本部 次世代モビリティ部

◎…座長（事務局） ○…副座長